

予第六八二号

年 月 日

大阪府衛生部長

保健所長 殿

「らい予防週間」実施について

右のことについて別紙要領によつて 月 日から実施することになつたから貴保健所管内においても、この趣旨を徹底するより出車の
上施行されたい。

なお左の事項については注意申込まれた。

- 一、講演会、座談会など開催のために講師派見を希望される時。
- 一、学校、部落、旧隣組などで宣伝のためスライド使用を希むとき。
- 一、広報車か巡回の際予防と啓蒙宣伝のために特に巡回を希望する地区。

(広報車は当日保健所に立寄り打合せの上その地区を巡回する)